



## 第2章

---

### 計画策定の概要

## 1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

本計画は、高齢者の生活全般における施策を示すとともに、介護保険事業の円滑な運営を目的に策定しています。

千代田区高齢者福祉計画・第9期千代田区介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営めるよう、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を第8期介護保険事業計画から継承し、さらに深化・推進することを目標に、目標を達成するための方策等を明示しました。

## 2 認知症基本計画

今後ますます認知症の人の増加が予想されることから、認知症の人にやさしい地域づくりを一層推進していくため、千代田区高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画と一体的に千代田区認知症基本計画を新たに策定することとしました。

本計画では、令和元年に国が取りまとめた「認知症施策推進大綱」と令和5年6月に成立した「認知症基本法」の趣旨に基づき、認知症と共に生きる地域共生社会の実現を推進するための方策などを明示しました。

## 3 計画策定の視点

施策の展開にあたっては、客観的なデータに基づいた地域課題の抽出を行っています。従来の計画においてもアンケート調査の結果や統計データを活用していましたが、近年のICTの発展により、KDB（国保データベース）をはじめとする膨大なビッグデータから効率的に必要なデータを抽出・整理することが可能になったため、本計画はデータ分析の視点をより強化しています。

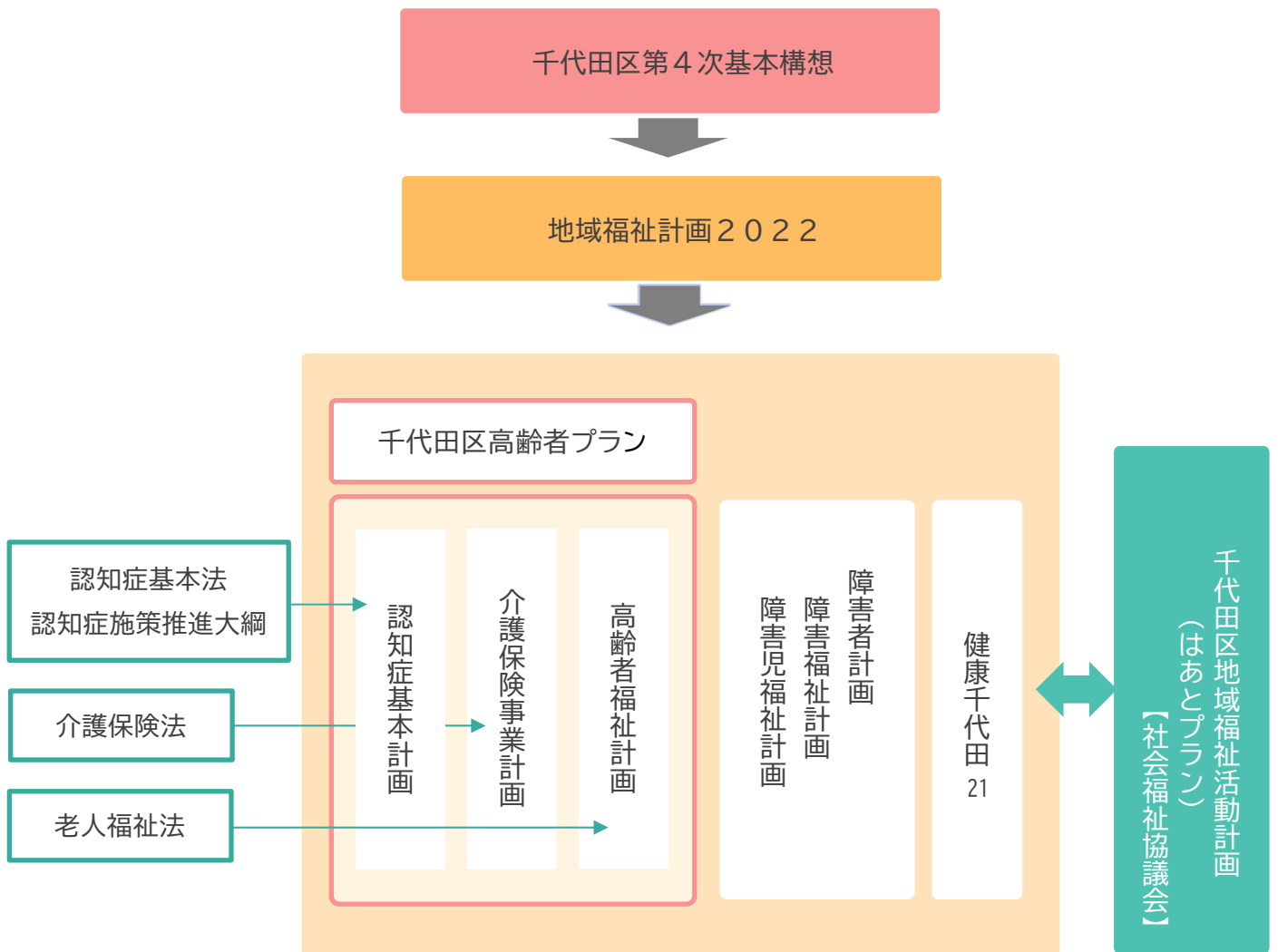
その一方で、データからは把握できない潜在的な課題も福祉の現場には数多く存在するため、個々の事例に向き合い、よりよい支援、ケアのあり方を検討していく必要があります。本計画では、このような「現場の肌感覚」を大切に、データ分析との双方の視点から策定しています。

本計画は、「千代田区第4次基本構想」に基づく「千代田区地域福祉計画2022」の個別計画として、高齢者施策の体系を示したものです。

高齢者福祉計画は、老人福祉法に基づく、区の高齢者施策全般にわたる計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、必要な介護保険サービスの見込量やサービスを確保するための方策、地域支援事業に関する事項などを定める計画です。

上記計画と一体的に、国がとりまとめた認知症施策推進大綱と認知症基本法の趣旨に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくための認知症基本計画を策定します。

この3つの計画の総称を「千代田区高齢者プラン」と定め、地域共生社会の実現に向けた一体的な取組を実施していきます。

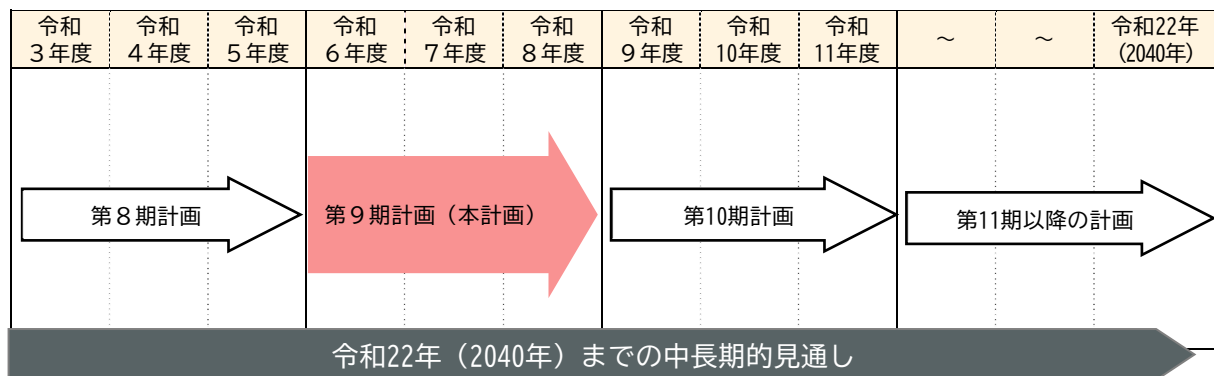


### 3

## 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。また、第5期計画で開始した地域包括ケアシステム実現のための方針を継承し、現役世代が急減する令和22年（2040年）を念頭に、中長期的な視野に立った施策の展開を図るものとします。

### 計画期間



### 4

## 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や保健・医療・福祉の専門家、関係団体の代表、公募による区民等、24人の委員で構成された千代田区介護保険運営協議会において、内容の検討を行いました。

介護保険運営協議会は、介護保険事業の円滑な運営のため、区長の諮問を受け、介護保険事業計画に関すること、介護サービスの円滑な提供と適切な利用の促進に関すること、苦情相談状況の報告に関すること及び介護保険の運営に関して区長が必要と認めた事項について審議し、その結果を区長に答申するほか、当該事項について区長に意見を述べることを目的に、千代田区介護保険条例の規定により設置された協議会です。当協議会は、地域包括支援センター運営協議会などの各種会議体と連携し、課題や検討事項の確認をすることで、現在の福祉に係る課題や意見を集約するとともに、介護保険事業計画への反映を行っています。

中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を定めるために、第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針が示されました。ポイントは以下のとおりです。

### ■ 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
  - ・ 中長期的な人口構造の変化等を勘案して見込んだ中長期的な介護ニーズの見直し等を把握したうえで、介護サービス事業者を含め、地域の関係者と共有し、介護サービス基盤整備の在り方を議論することが重要であり、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討すること
  - ・ 医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、保健医療福祉部局や都道府県とも連携し、地域における医療ニーズの変化について把握・分析し、介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくこと
- ② 在宅サービスの充実
  - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの更なる普及
  - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### ■ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向であり、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を推進すること  
地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うこと
- ② 地域の実情に応じて、優先順位を検討したうえで、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための具体的な取組内容や目標を介護保険事業計画に定めることが重要  
家族介護者の支援、高齢者虐待防止対策の推進、介護現場の安全性の確保・リスクマネジメントの推進、住まいと生活の一体的支援等についても定めることが重要。また、認知症基本法に基づき、国が今後策定する認知症基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していくことが必要
- ③ デジタル技術を活用し、医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備により地域包括ケアシステムを一層推進することが重要

- ④ 地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むこと。  
また、介護給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、取組の重点化・内容の充実・見える化等が重要

■ **地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上**

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人介護人材の受入環境整備等の取組を総合的に実施することが重要